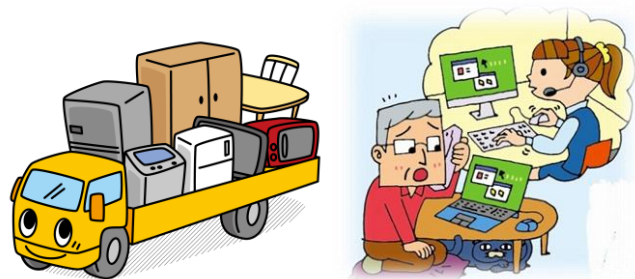


名寄市消費生活センター

## 訪問業者から「お宅の地域を回っている」との電話に注意！

### 事 例

2 日前、「お宅の地域を回るリサイクル業者だ。」と男性から電話があり、「古着は、市に出している」と答えると、「持っているのに、出さないんでしょ！」とガチャンと電話を切られた。今朝、女性から電話がきた「今日からお宅の地域を回ります」と。「出すものは無い」と断った。近所の高齢者が引っかけると心配、しつこい勧誘電話だ。(市内在住、50 代女性)



### 消費者へのアドバイス

- 突然の電話や訪問には**不意打ち性**があり、思わず了承してしまいます。「少し考えて気が変わった、家族に反対された。」などの理由で後日、訪問をキッパリ断っても大丈夫です。事業者が応じない時は「**消費生活センターに相談する**」と伝えて下さい。
- 「古着を買い取る」と言って訪問して来ても、目的は貴金属の買い取りのケースも多くあります。訪問時にキッパリ断れる自信が無い方は、**訪問を断りましょう**。
- 買い取り業者訪問時には、家族や近所の人などに立ち会ってもらい、1人で対応しないで下さい。また、相手がどのような業者なのか、業者名、住所、電話番号等を契約する前に確認し、買い取りの条件等が書かれた**契約書を必ずもらいましょう**。  
(契約書面を受け取っていない時は、書面を受け取るまでクーリング・オフ出来ます)
- 訪問買取りは**クーリング・オフが出来ます**。品物をその場で引き渡さなくても、よく考えた 8 日後に渡すことも可能です。
- 心配な時・困った時は、消費生活センターか夜間相談したいときは、警察相談（#9110）までご連絡ください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日